

館林市建設工事請負業者等指名停止措置要綱の運用について

1 第2条関係（指名停止）

指名停止期間中の有資格業者について、別件により再度指名停止を行う場合の始期は、再度の指名停止措置を決定したときとする。この場合、指名停止の通知は、別途行うこととする。

2 第3条関係（下請負人及び共同企業体に関する指名停止）

一 第3項の規定に基づく共同企業体の指名停止は、指名停止の期間中の有資格業者を共同企業体を通じて指名しないための措置であり、特定建設工事共同企業体については、その対象である特定建設工事において入札参加資格認定を受けてから契約締結するまでの間に、その構成員が指名停止となった場合も、指名停止の対象とするものとする。

二 第3項の規定に基づく共同企業体の指名停止は、指名停止の期間中の有資格業者を共同企業体を通じて指名しないための措置であり、当該共同企業体自らが別表各号の措置要件に該当したために行うものではないので、同項の規定に基づく指名停止については、第4条第2項に基づく措置（以下「短期2倍措置」という。）の対象としないものとする。

3 第4条関係（指名停止の期間の特例）

一 有資格業者が別表記号の措置要件に該当することとなった基となる事実又は行為が、当初の指名停止を行う前のものである場合は、短期2倍措置の対象としないものとする。

二 下請負人又は共同企業体の構成員が短期2倍措置に該当するときは、元請負人又は共同企業体の指名停止の期間を超えてその指名停止の期間を定めることができるものとする。

三 別表第2第1項から第4項までと第5項から第10項までとは、それぞれ分けて考えるものとする。

4 第5条関係（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止期間の特例）

- 一 指名停止期間の加重について、短期2倍措置の対象となった措置案件については、短期2倍措置の後、加重するものとする。
- 二 第4項及び第5項の「悪質な事由があるとき」とは、当該発注者に対して有資格業者が不正行為の働きかけを行った場合等をいうものとする。
- 三 「他の公共機関の職員」（第5号並びに別表第2第2項、第3項、第4項関係）とは、刑法第7条第1項に定める国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいうものであり、特別法上公務員とみなされる場合を含むものであること。更に私人ではあっても、その職務が公共性を持つため、特別法でその収賄罪の処罰を規定している場合の当該私人を含むものであること。

5 別表第1関係（館林市内において生じた工事事務等に基づく措置基準）

- 一 一般工事等における過失による粗雑工事（第3項関係）について、契約不適合が重大であると認められるのは、原則として、建設業法に基づく監督処分がなされた場合とする。
- 二 市工事等及び一般工事等のいずれかの工事においても、次の場合は原則として指名停止措置は行わないものとする。（第5項から第8項まで）
 - ア 事故の原因が、作業員等個人の責めに帰すべきものと認められる場合
（例えば、公道上において車両により資材を運搬している際のわき見運転により生じた事故等）
 - イ 事故の原因が、第三者の行為によるものであると認められた場合
（例えば、適切に管理されていたと認められる工事現場内に第三者の車両が無断で進入したことにより生じた事故等）
 - ウ 事故の原因が、予期せぬ自然災害等によるものであると認められる場合
（例えば、適切に管理されていたと認められる工事現場内に予期せぬ自然災害等が発生したことにより生じた事故等）
- 三 市工事等の履行（第5項及び第7項関係）について、安全管理の措置が不適切である場合とは、原則としてアの場合とする。ただし、イによることが適当である場合には、イによることができることとし、その場合の指名停止の期間は1か月以上とする。

ア 発注者が、設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を受注者が適切に措置していない場合、又は発注者の調査結果等により当該事故について受注者の責任が明白となった場合

イ 当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合

四 一般工事等の履行（第6項及び第8項関係）について、安全管理の措置が不適切であり、かつ、当該事故が重大であると認められるのは、原則として当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合とする。

五 第5項から第8項の運用基準は、原則として次のとおりとする。ただし、死亡者又は負傷者が複数の場合でかつ、重大な過失がある場合における指名停止の期間の短期は、各運用基準に定める短期の2分の3の期間とする。（なお1週間の2分の3は10日間とする。）

第5項（公衆損害事故：市工事等）

被害状況		期間
死亡		2か月以上6か月以内
負傷	全治3か月以上の者がいる場合	1か月以上6か月以内
	全治1か月以上の者がいる場合	2週間以上6か月以内
	それ以外	文書注意
損害	損害の程度が重大	1か月以上6か月以内
	それ以外	文書注意

第6項（公衆損害事故：一般工事等）

原則として、当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により、逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合。

被害状況	期間
死亡又は負傷	1か月以上3か月以内
損害	1か月以上3か月以内

第7項（工事関係者事故：市工事等）

被害状況		期間
死亡		1 か月以上 4 か月以内
負傷	全治 3 か月以上の者がいる場合	2 週間以上 4 か月以内
	全治 1 か月以上の者がいる場合	1 週間以上 4 か月以内
	それ以外	文書注意

第8項（工事関係者事故：一般工事等）

原則として、当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合。

被害状況	期間
死亡又は負傷	2 週間以上 2 か月以内

- 六 工事等事故により指名停止又は文書注意を受けた後 1 年を経過するまでの間に、再び文書注意に該当する負傷事故を発生させた場合には、上記基準によらず、別表第 1 の措置基準の短期以上の指名停止とする。

6 別表第 2 関係（贈賄及び不正行為等に基づく措置基準に関すること）

- 一 「代表権を有すると認めるべき肩書」（第 1 項関係）とは、原則として、専務取締役以上の肩書をいうものとする。
- 二 「業務」（第 1 3 項及び第 1 6 項関係）とは、個人の私生活上の行為以外の有資格業者の業務全般をいうものとする。
- 三 独占禁止法第 3 条に違反した場合（第 5 項及び第 6 項関係）は、原則として、次のアからエまでに掲げる事実のいずれかを知った後、速やかに指名停止を行うものとする。
 - ア 排除措置命令
 - イ 課徴金納付命令
 - ウ 刑事告発
 - エ 有資格業者である法人の代表者、有資格業者である個人又は有資格業者である

法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業者の独占禁止法違反の容疑による逮捕

四 独占禁止法第8条第1項第1号に違反した場合（第5項及び第6項関係）は、原則として、課徴金納付命令が出されたことを知った後、速やかに指名停止を行うものとする。

五 別表第2第5項及び第6項の措置要件に該当した場合において、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかった場合の期間の2分の1の期間とする。この場合において、この項の前段の期間が別表第2第5項及び第6項に規定する期間の短期を下回る場合においては、要綱第4条第3項の規定を適用するものとする。

六 建設業法違反行為（第11項及び第12項関係）について、建設業法の規定に違反し、市工事等の契約の相手方として不相当であると認められるのは、原則として次の場合をいうものとする。

ア 入札参加資格者である個人、入札参加資格者の役員又は使用人が建設業法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合

イ 建設業法の規定に違反し、営業停止処分がなされたことを知った場合

七 第11項及び第12項の運用基準は、原則として次のとおりとする。

第11項（建設業法違反行為）

措置要件	期間
逮捕又は逮捕を経ないで公訴	2か月以上9か月以内
営業停止15日以上	
営業停止15日未満	1か月以上9か月以内

第12項（建設業法違反行為：市工事等）

措置要件	期間
逮捕又は逮捕を経ないで公訴	3か月以上9か月以内
営業停止15日以上	
営業停止15日未満	2か月以上9か月以内

八 業務に関する「不正又は不誠実な行為」（第 13 号関係）とは、原則として、次の場合をいうものとする。

ア 有資格業者である個人、有資格業者の役員又は使用人が、業務等に関する法令違反の容疑により逮捕若しくは逮捕を経ないで公訴を提起され、又は、監督官庁等から行政処分を受けた場合。ただし、市外の工事事務に関して労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合を除く。

イ 市工事等に関して、落札決定後辞退、有資格業者の過失による入札手続きの大幅な遅延等の著しく信頼関係を損なう行為があった場合。

附 則

この運用については、令和 6 年 9 月 1 日から適用する。